

仕 様 書（自動車）

第1 仕様総説

- 1 本契約における車両は、京都府警察運転免許試験場技能試験コースにおいて高齢者講習用として使用するものであって、本仕様書を満たすものであること。
なお、本仕様書により難しい場合又は定めのない事項については、京都府警察本部（以下「府警本部」という。）担当者と協議し、承認を受けること。
- 2 車両は、「マツダ教習車 SKYACTIV-G 1.5 6ECAT」もしくは、同等車両とし、下記第4に示す指定装置が装備されていること。
- 3 車両は、構造堅牢で性能良好なものであり、かつ道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）を満たす構造装置であること。
- 4 車両製造に使用する資材及び部品は、原則としてJIS、ISO、SAE等の規格のものを使用し、全部品は錆止め処理を施すこと。
- 5 契約業者は、府警本部が特に指示した事項については、関係者以外に漏洩してはならない。なお、当該指示事項に係る製作を他の業者に請け負わせる場合は、事前に府警本部の承認を受けて請負わせるものとし、契約業者の責任において府警本部の指示事項を厳守させること。
- 6 契約業者は、本仕様書を本契約以外の用に供しようとするときは、予め府警本部の承認を受けること。

第2 賃貸借期間及び台数

- 1 賃貸借期間
令和8年3月1日から令和14年2月29日までとする。
- 2 台数
台数は2台とする。

第3 車台及び車体

- 1 車両のハンドルは、右側ハンドルとし、かつパワーステアリングであること。
- 2 車両に用いる部品は、特に指定するものを除き同型標準部品を使用すること。
- 3 車体の各部は、下記第4に示す指定装置の装備に伴う荷重の増加等に十分耐え得るものであること。
- 4 下記第4に示す指定装置は、車両の衝撃、振動等に十分耐えられるよう堅牢に取付けること。
- 5 車両は、降雨の際に漏水しないものであること。
- 6 燃料タンク補給口は、施錠付き又は室内からのみ開閉できる構造とすること。
- 7 自動車の区分は、乗車定員5人の普通乗用自動車であること。
- 8 車体の大きさ
長さ 4.40メートル以上4.90メートル以下
幅 1.69メートル以上1.80メートル以下
軸距 2.50メートル以上2.80メートル以下
- 9 補助ブレーキ、補助ミラーを有するものであること。
- 10 排気量は、1,500cc級以上のガソリン車であること。

- 11 オートマチックトランスミッション車（ＡＴ車）であること。
- 12 特に指示がない限り、同型車種の標準エアコン（同等以上）を取付けること。
- 13 ワイパーは間欠式機能を有すること。
- 14 サンバイザーは、運転席、助手席共に取付けること。
- 15 応急用タイヤとして、当該車両に装着可能なテンポラリータイヤを車載すること。
- 16 ホイールには、ホイールキャップ以上の規格のものを装着すること。

第４ 指定装置

- 1 教官用補助ブレーキ
運転席フットブレーキと同等の機能を有すること。
- 2 教官用フットレスト
教官用補助ブレーキの右側に装備すること。
- 3 教官用ルームミラー
防眩式であること。
- 4 教官用アウトサイドミラー
左右に装着し、ドアミラーより小型のものであること。
- 5 教官用デジタル補助スピードメーター
運転席のスピードメーターと同等で教官が確認できる位置に装備すること。
- 6 教官用ブレーキ確認灯
教官が確認できる位置に装備すること。
- 7 プレート枠及びプレート
 - (1) プレート枠
車体前部に１枠、後部に１枠、計２枠あること。
枠の取付け場所については、ナンバープレートを隠さないように取付けること。
また、枠の大きさについては、縦１７センチメートル、横３０センチメートルとすること。
 - (2) プレート（材質・記載事項等様式）
 - ア プレートサイズ
縦１７センチメートル
横３０センチメートル
プレートは、金属、木その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとし、文字の色彩は黒色で地の色彩は白とすること。
 - イ 記載事項等
講習中 ２枚
車体前部及び後部それぞれのプレートに記載する「講習中」の１文字の大きさは、縦８センチメートル、横７センチメートル、文字の線の太さは、０．８センチメートルとする。

第５ 塗装

塗装色合は全光沢とし、色については契約締結後指定する。

第６ 付属品

次のものを付属すること。

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | フロアマット（前部席・後部席） | 1 組 |
| 2 | 標準工具 | 1 式 |
| 3 | 取扱説明書 | 1 部 |

第7 諸費用の負担

登録費用、環境性能割、自動車重量税、自賠責保険料及び自動車税については、契約業者が負担するとともに、リサイクル料並びに法定点検整備費用及び期間中車検整備費用（整備に伴う修繕費は含まない）についても契約業者負担とする。

ただし、オイル交換、バッテリー交換及びタイヤ交換は含まない。

第8 検査

検査区分は、「準標準車」とする。

第9 車両登録及び輸送

- 1 普通特種用途自動車として登録すること。
- 2 契約業者は、保管場所証明及び車両登録に関して関係機関への申請手続きを行い、申請に伴う費用の一切を負担すること。
- 3 契約業者は、車両の納入場所までの輸送にかかる経費を負担することとし、輸送中の損傷事故の発生を予防するための措置を講ずること。

第10 その他

- 1 予定月間走行距離は 500kmとし、超過走行距離が発生した場合は、精算しないものとする。
- 2 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに府警本部担当者に連絡し協議するものとする。